

私立幼稚園移行準備費補助金概要

1 補助対象園

令和7年度に子ども・子育て支援新制度への移行手続きを行う学校法人立の私学助成園（施設型給付園及び認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る）

2 補助対象経費

令和7年11月～令和8年3月に認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

（参考）補助対象事業

業務類型	業務の具体例
認定・確認に関する書類や資料の作成事務	○ 子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市町村に提出する <u>申請書</u> や <u>添付資料</u> の作成作業やコピー作業等 ※上記の申請書や添付資料の例 勤務表、設定者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、幼稚園の認可証の写し、建物の構造概要及び図面・設備の概要、運営規定、資産の状況に関する書類、誓約書、子育て支援事業実施計画書等 ※移行先の施設類型及び設置している市町村により必要な書類が異なりますので、必ず各園で必要な書類の作成業務のみを申請してください。
新制度移行に関する説明会準備業務等	○ 認定こども園等への移行に係る保護者に対する説明会対応や周知文書作成等 ※入園手続きに係る説明会は補助対象外だが、認定こども園の移行について説明する場合は補助対象とする。

3 補助基準額等

(1) 交付基準額 1施設当たり 2,000千円 上限

(2) 補助率 1/2

4 留意事項

- (1) 交付対象となる園は、施設型給付園もしくは認定こども園の認可等を受けること。
原則として、交付決定をした年度内に施設型給付園もしくは認定こども園の認可等を受けない場合は、補助対象外となり補助金の交付決定が取り消されます。
- (2) 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の補助対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- (3) 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。（既に雇用している職員も可）
- (4) すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。